



資料 7 食品寄附ガイドライン作成に向けたモデル事業及び関係者へのヒアリング 実施報告書

有限責任監査法人トーマツ
2024年12月4日

**MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS**

since 1845

ガイドライン案を踏まえ、モデル事業の実施を行った

事業の実施報告

1. モデル事業：フードバンク団体における実証

フードバンク団体の実際の活動について見学し、ガイドライン案と実態との差異や、実施についての課題を把握した上で、ガイドライン案改訂の方針を検討した。活動期間が長く、安定的に一定量の食品を扱っている2団体に協力いただいた。

＜ご協力団体＞

- ・ セカンドハーベスト・ジャパン
- ・ フードバンク山梨

2. その他関係者の調査：

(1) ヒアリング調査

ガイドライン案に言及されている各主体に該当する団体についてガイドライン案に対するご意見を把握し、ガイドライン案改訂の方針を検討した。

＜ご協力団体＞

- ・ 官民協議会構成員である企業及び団体
- ・ 官民協議会構成員からご紹介いただいた関連企業及び団体

(2) フードバンク団体向けアンケート調査

フードバンク団体の会員の皆様にご協力をいただき、ガイドライン案についてご説明した上で、アンケート調査を実施し、ガイドライン案改訂の方針を検討した。全国各地で活動する団体が加盟されており、また加盟団体の規模は大小さまざまであることから、地域・規模踏まえた結果を得やすいため、当該協議会にご協力をいただいた。

＜ご協力団体＞

- ・ 一般社団法人全国フードバンク推進協議会

1. モデル事業：フードバンク団体における実証

実証を通じて、フードバンク団体の実態とガイドライン案との差異や、実施する上での課題を把握し、ガイドライン案改訂の方針を検討した

1. モデル事業：フードバンク団体における実証

● 実施概要

ご協力団体	セカンドハーベスト・ジャパン	フードバンク山梨
実証対象	企業からの寄附	企業からの寄附 (全国フードバンク推進協議会経由も含む)
実施日・場所	10月17日（木） 埼玉拠点 10月18日（金） 浅草橋拠点	10月24日（木） 山梨フードバンクセンター
実施内容	✓ 実証スケジュール、確認項目に従って実証を実施 ・ ガイドライン（案）に対して、現状の取組状況をヒアリング ・ 実証時に、寄附品の受入、保管、マッチング、出荷までの活動内容を確認し、記録 ・ ガイドライン（案）に記載はあるが、未実施の項目については実証中に試行を依頼し、実行可能性を確認 ✓ モデル事業ではフードバンク活動（団体への寄附）を主な対象としたが、フードパントリー活動（個人や世帯への寄附）についても可能な範囲で確認	
課題の確認方法	✓ 実証期間中：弊法人が観察し、内容や時間を記録 ✓ 実証終了後：ガイドラインの課題と方向性について、ディスカッションにて課題を把握	

セカンドハーベスト・ジャパンの団体概要

セカンドハーベスト・ジャパン

- 名称 特定非営利活動法人 セカンドハーベスト・ジャパン
- 所在地 東京都台東区
- 設立 2002年（2018年より認定NPO法人）
- CEO 横手仁美
- スタッフ 21名
- 活動拠点

marugohan：個人に食品を提供する直営フードパントリー
(<https://marugohan.jp>)

Kids Café：食育はじめ、子どもたちに様々な体験を提供
(<http://kidscafe.2hj.org/>)

■ 倉庫

埼玉拠点（埼玉県八潮市）

浅草橋拠点（東京都台東区）

神奈川拠点（神奈川県大和市）

中能登拠点（石川県鹿島郡中能登町）

Total weight of food donated
企業や個人の皆様から寄贈された食品の総重量

1,307,594 Kg
キログラム

（2023年度）



■ 提供先

➤ 426団体（2023年12月時点）

- ✓ フードパントリー241団体
- ✓ 児童養護施設31団体
- ✓ 炊き出し・ホームレス支援26団体
- ✓ その他128団体
- ✓ 直営のフードパントリーを通じて直接個人・世帯へも提供

■ 活動内容

➤ キッチン

- ✓ 寄贈された食品を調理し、温かい食事を提供
- ✓ 上野公園でのお弁当配布

➤ パントリー

- ✓ 個人世帯を対象にした緊急食料支援
- ✓ 食品をパントリーと呼ばれる配布拠点に集め、食品を必要とする方々へ直接手渡し、もしくは食品の詰め合わせを発送する方法で提供

➤ フードバンク活動

- ✓ 企業などの食品ドナーから寄贈していただいた食品を、食品を必要とするNPOや福祉施設、教会、パントリー団体などへ中間支援

出典：セカンドハーベスト・ジャパンHP

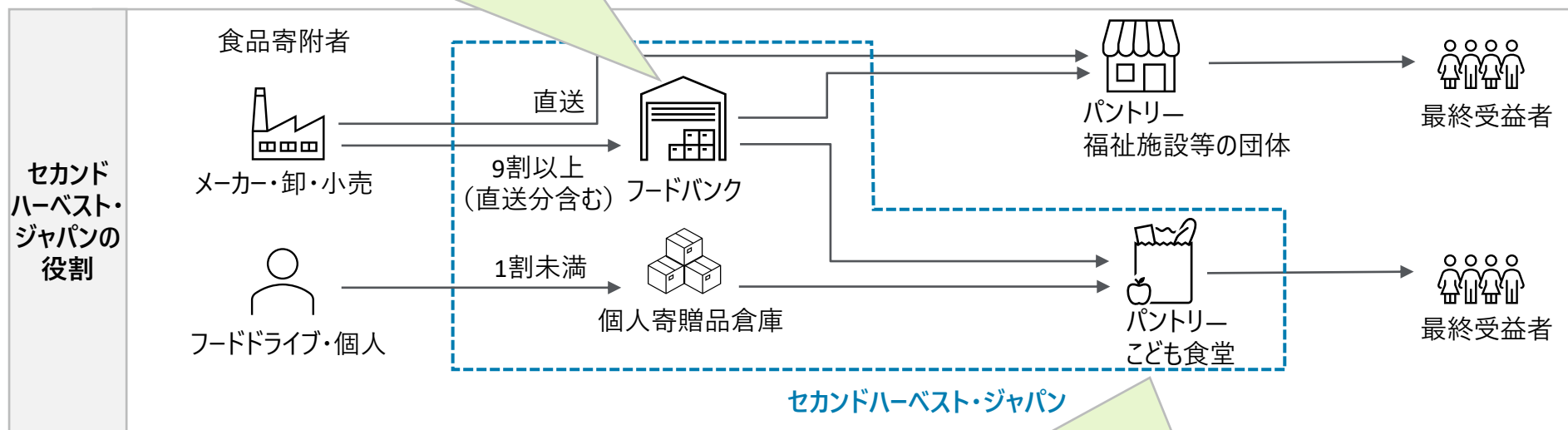
セカンドハーベスト・ジャパンは、食品寄附の活動において、3つの役割を担っている

セカンドハーベスト・ジャパンにおける3つの役割

役割① フードバンク

セカンドハーベスト・ジャパンの主となる機能。
食品寄附者から寄附された食品を受け入れ、保管を行い、提携しているパントリー、福祉施設等の団体に提供している。

モデル事業の実施対象



役割② フードパントリー

役割③ ことども食堂

浅草橋拠点ではフードパントリー及びことども食堂を併設しており、登録した個人を対象に、食品の提供を行っている。

モデル事業の実施においては、規模の異なる2拠点で訪問調査を行った

モデル事業実施拠点

● 埼玉拠点

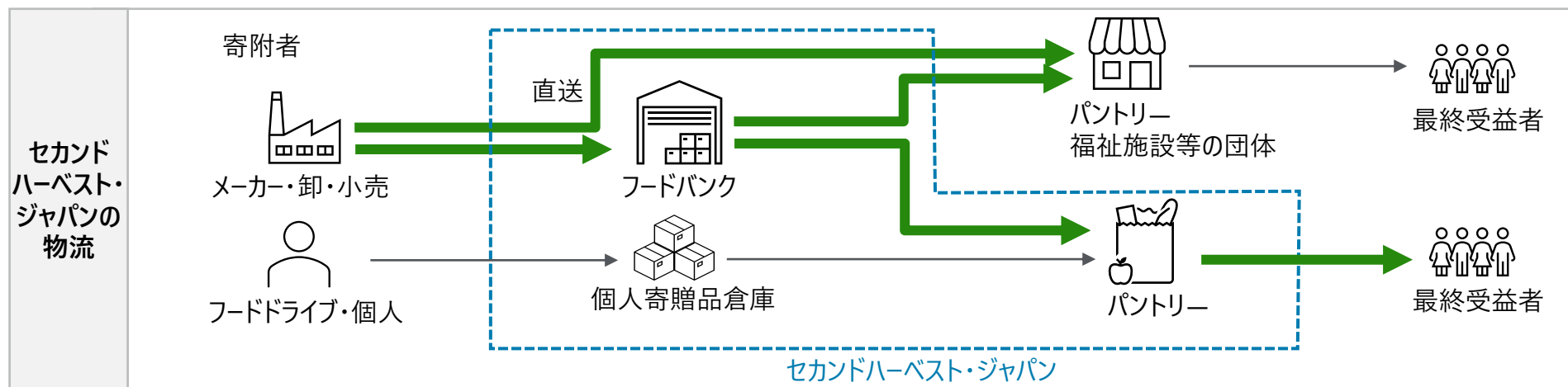
- ・ 10 tトラックでの大型納品にも対応可能な基幹倉庫
- ・ 4F建てパレットラック、ウォークイン冷蔵庫と冷凍庫を設置
- ・ 稼働日の午前は主に寄贈食品の納入を受け付け、午後は一日10を超える支援団体等への食品提供を実施

● 浅草橋拠点

- ・ 小規模団体への食品提供を実施

調査のポイント

トレーサビリティを取っている箇所： →



セカンドハーベスト・ジャパンにおける

「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況 1/6

第1 体制・ガバナンス

ガイドライン	実施状況	実際の様子
また、適切な保管・運搬を行うための施設や輸配送手段を用意する必要がある。	● 埼玉拠点 ワークインの冷蔵庫と冷凍庫を備えている。 ● 浅草橋拠点 業務用の冷蔵庫と冷凍庫を備えている。	冷凍冷蔵庫 (埼玉拠点) 
	当日中に受け入れと提供が完了するもので、冷蔵庫に入れない場合は保冷シートと保冷剤により保冷状態が保てるようにしている。	当日中に 提供される 冷蔵品の保管 (埼玉拠点) 
	自社トラック5台のうち3台は冷凍冷蔵車であり、輸送時の温度管理が実施できている。	自社トラック (埼玉拠点) 

セカンドハーベスト・ジャパンにおける

「第 4 章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況 2/6

第 3 合意上の留意点

1. 食品の提供を受ける場合の食品寄附者との合意事項

ガイドライン	実施状況	実際の様子
フードバンクと食品寄附者は、寄附食品の提供に係る食品の取扱いについて、次に掲げる事項を記載した合意書等を作成し、双方で保有するものとする。	農林水産省のフードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きにある合意書をもとに作成した合意書を使用している。なお、合意書は1年で自動更新される取り決めになっている。	合意書 1.食品等の譲渡 2.提供食品等の品質確保 3.受け取り先における提供食品等の保存の方法及び消費期限又は賞味期限の厳守等 4.受取先における提供食品等の転売等の禁止 5.受取先における提供食品等の用途に関する情報の記録及び保存、結果の報告 6.責任の所在 7.提供食品等に係る事故発生時における対応 8.受取先における提供食品等の情報の取扱い 9.合意書の有効期間

セカンドハーベスト・ジャパンにおける「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況 3/6

第3 合意上の留意点

2. 食品を提供する場合の提供先との合意事項

ガイドライン	実施状況	実際の様子
提供先の福祉施設やフードパントリー、こども食堂等の提供先に対して、その要望を踏まえた上で食品の提供を行う。実際に食品を提供するにあたっては、提供先からの要望等も踏まえ、取扱食品の種類や量、配送方法や納期を検討する。また、以下に示す事項について、提供先との間における合意書等を作成し、双方で保有するものとする。	上記の合意書の作成と合わせて、提供先団体向け利用案内書を先方に渡して説明を行った後、利用案内書に同意する旨のサインを確認書にもらっている。 セカンドハーベスト・ジャパン ～提供先団体向け利用案内書～  SECOND HARVEST セカンドハーベスト ジャパン すべての人に、食べ物を	利用案内書 ・団体概要 ・システム概要 ・お守りいただきたいこと ・問題発生時のフロー ・よくあるお問い合わせ（FAQ） ・問い合わせ先 確認書 「利用案内書」に関し、次のことを確認しました。 ①「利用案内書」の内容を理解した上で、定められたルールに従います。 ②「利用案内書」を受領し、関係者が閲覧できるように保管・管理します。 ③「利用案内書」の内容について担当以外の関係者に対しても周知させます。 ④セカンドハーベスト・ジャパンが目指すフードセーフティネットの構築に賛同し、協力します。 受領日： 団体名： 署名： 提供先団体向け利用案内書及び確認書

セカンドハーベスト・ジャパンにおける「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況 4/6

第4 安全面等の管理

1. 寄附食品の品質・衛生管理

ガイドライン	実施状況	実際の様子
賞味期限内に消費されることが望まれるものの、仮に賞味期限までの期間に余裕がない（期限切れを含む）場合にも、以下の点に留意し、食品ロス削減の観点からの取扱いを提供先と合意のもと検討することが望ましい。	賞味期限切れのものは受け入れていない。一部、受取日当日が賞味期限のものを受け入れており、当日中に使用できる団体に限り提供している。	合意書（一部抜粋） 3. 受け取り先における提供食品等の保存の方法及び消費期限又は賞味期限の厳守等 乙は、提供食品等の品質が保持されるよう適切に保存するものとし、定められた消費期限又は賞味期限を厳守するものとする。

2. 食品の受取及び輸配送時における検品

ガイドライン	実施状況	実際の様子
受取時には、食品寄附者からの送り状又は納品書の内容と受け取った食品の名称、数量の照合を行うとともに、保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等がないことを確認する。	受取時には食品寄附者から事前共有されている情報を一覧にした入荷予定表を使用し、寄附者や食品名称、数量等の確認を行っている。	入荷予定表 ・寄贈品ID ・担当 ・入荷確定日 ・寄贈主ID、寄贈主・賞味期限 ・寄贈品名 ・予定数量 ・入荷数量 ・単位 ・受取担当 ・特記事項 ・実測温度 ・状態確認

セカンドハーベスト・ジャパンにおける

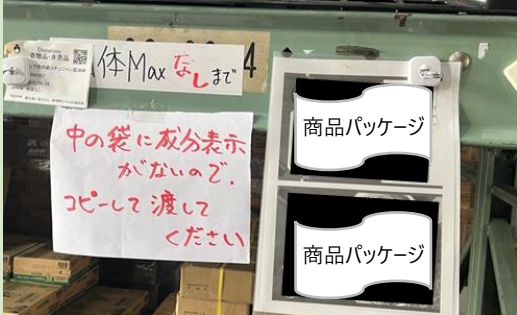
「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況 5/6

第5 提供時の注意

1. 衛生上の取組

ガイドライン	実施状況	実際の様子
冷蔵・冷凍食品を提供するにあたっては、最終受益者に保冷バッグ及び保冷剤を持参してもらうか、貸し出すことが望ましい。	提供先の団体が保冷剤及び保冷バッグを持参していない場合には提供を行わないようにしている。	 冷蔵庫に貼られた注意喚起 (埼玉拠点)

2. 食品表示情報の伝達と管理

ガイドライン	実施状況	実際の様子
個別に表示が行われていない加工食品については、フードバンクが自らの責任において表示を貼付するなどした上で、福祉施設やフードパントリー、こども食堂等に引き渡す必要がある。	業務用食品等で個品に食品表示がないものは、外箱のコピーや、メーカーからもらった商品パッケージの資料を印刷して、一緒に渡している。	 商品パッケージを印刷した紙を貼った倉庫の様子 (埼玉拠点)

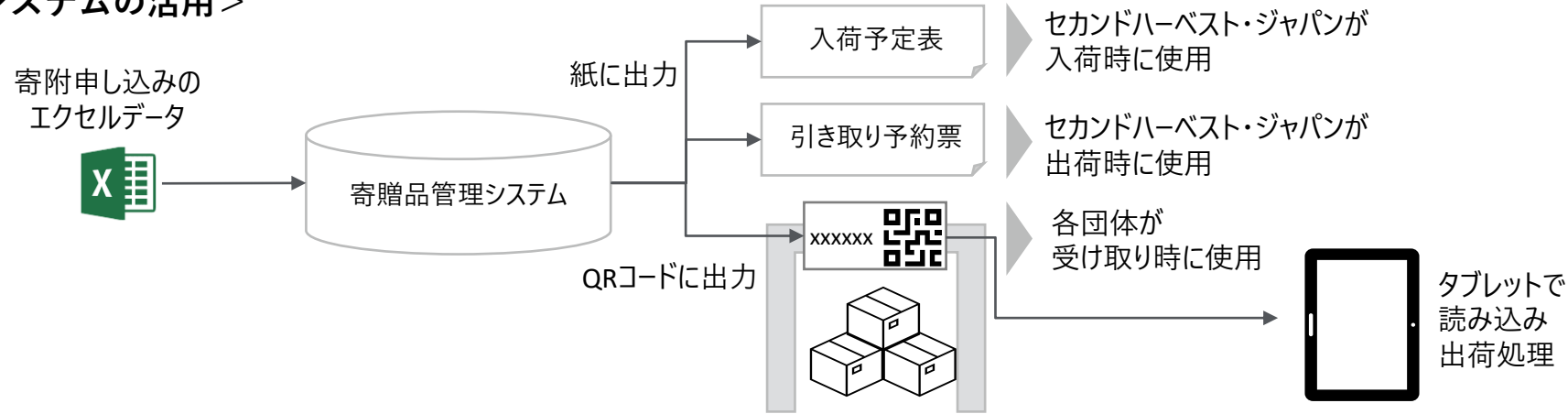
セカンドハーベスト・ジャパンにおける「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況 6/6

第6 トレーサビリティ

1. トレーサビリティの確保

ガイドライン	実施状況	実際の様子
トレーサビリティ確保の観点から、どこから食品を調達したかを記録する必要があり、他の団体に食品を提供する際には、その食品をどの団体に分配したかも記録しなければならない。	発注や在庫管理機能を担う寄贈品管理システムを用いて、記録を保管している。 アイテムごとにIDを割り振り、受け入れと提供の記録を保管しているほか、寄附者と提供先についてもIDを割り振り、入荷予定表及び引き取り予約票にある項目の記録を保管している。	寄贈品管理システム 入荷予定表 引き取り予約票 ・予約時間 ・提供先ID ・団体名称 ・団体タイプ ・来所時間 ・退所時間 ・冷凍・冷蔵品の受け取り ・保冷箱の確認 ・保冷剤の確認 ・共同引き取りの有無 ・直近の使用日 ・世帯数 ・人数

<システムの活用>



「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況を踏まえた対応検討とガイドライン案への反映状況 1/2

セカンドハーベスト・ジャパン

第4章 フードバンクが食品寄附にあ たて行うべき事項	実施状況	対応検討	ガイドライン案への反映
第1 体制・ガバナンス	定款のほかに各種規程について、NPO法で定められている書類はHP上で公開している。	－	－
第2 提供先の選定	寄附に関する輸配送は、寄附者側が負担してくれているケースがほとんどである。	－	－
第3 合意上の留意点	農林水産省の手引きをもとにした合意書を使用しているため、記載事項はカバーできている。	－	－
第4 安全面等の管理	出入口は開放している。ねずみ類、害虫等は定期的に業者を呼んで駆除している。	出入口の開放については、改善を検討したい。	－
	輸送時の冷凍冷蔵管理も実施できている。	ガイドライン上、輸送時に冷凍冷蔵の温度管理を行うことの記載がなかった。	輸送時を含めて適切な温度管理を行う旨を追記した。
第5 提供時の注意	個別に表示がないものについては、商品のパッケージを印刷した紙を一緒に渡している。	個包装表面に表示を行うことを義務付けられても、実施が難しい。	個別表示のない加工食品について、表示を貼付するなどの対応でよい判断を追記した。

「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況を踏まえた対応検討とガイドライン案への反映状況 2/2

セカンドハーベスト・ジャパン

第4章 フードバンクが食品寄附にあ たって行うべき事項	実施状況	対応検討	ガイドライン案への反映
第6 トレーサビリティ	外寸の情報はないこともある。 箱数が少ない場合に外寸の 情報は不要である。	－	外寸をトレーサビリティの項目 から削除した。
	廃棄又は亡失をした場合の記 録はとっていない。	現状のシステムで「廃棄又は 亡失」の項目を新たに作成し、 記録できる。	－
第7 情報開示（寄附結 果についての実績報告等）	食品寄附者と共通のシステム を使用しており、寄附品の追 跡も可能である。	－	－
第8 事故時の対応等につ いて	事故が起きた場合のフローは 作成している。 保険にも加入している。	－	－
第9 助成制度の活用	目的・内容が合致する助成が あれば積極的に活用している が、全体の収入の中では一部 である。 休眠預金も活用している。	ガイドライン上、休眠預金の 活用には文書管理規程等の 各種規程が必要である旨明 記されていない。	休眠預金の活用には文書管 理規程等の各種規程が必要 な旨を追記した。

その他の章で把握された対応検討事項とガイドライン案への反映状況

セカンドハーベスト・ジャパン

序章	実施状況	対応検討	ガイドライン案への反映
第3 本ガイドラインの使い方	セカンドハーベスト・ジャパンではフードバンク以外にもフードパントリー等としての活動も行っており、他の団体でも同様に複数の活動を行っているケースが多い。	ガイドラインのどこを読めばよいのかわかりにくい。	「1つの団体が複数の活動を行っている場合には複数に該当することもある。」ことを補足し、各主体の行っている活動と参照すべき章の図を追記した。

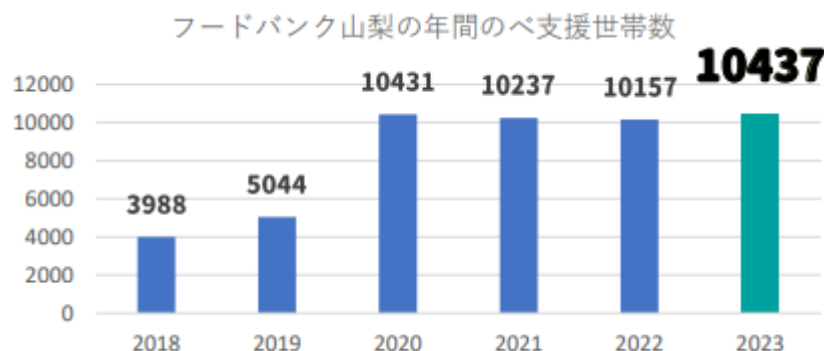
第2章 食品寄附者が食品寄附にあたって行うべき事項	実施状況	対応検討	ガイドライン案への反映
【参考】フードドライブ（個人からの寄附）の実施	フードドライブ・個人からの寄附品について、個品単位での記録は取っていない。	大量にあるため、個品単位で記録することは不可能である。	個人からの寄附品については、トレーサビリティの対象から除外した。

参考資料	実施状況	対応検討	ガイドライン案への反映
－	フードパントリー等におけるご利用者への説明書を作成している。	ガイドライン上、フードパントリー等の利用者に対しての合意方法の例示がなかった。	参考資料として、フードパントリー等におけるご利用者への説明書を追加した。

フードバンク山梨の団体概要

フードバンク山梨

- 名称 認定NPO法人フードバンク山梨
- 所在地 山梨県南アルプス市
- 設立 2008年（2009年法人格取得）
- 理事長 米山恵子
- 会員数 195名
- 活動拠点 所在地と同場所
- 食料支援を行ったのべ世帯数（2023年度 10,437世帯）



■ 活動内容

- 子どもの貧困解消のために
 - ✓ フードバンクこども支援プロジェクト
 - ✓ 乳幼児応援プロジェクト
 - ✓ Twinkle Stars Academy
 - ✓ 高校生・若者支援
 - ✓ ももっ子クラブ
- 行政・団体と協働した食料支援
 - ✓ 食のセーフティネット事業
 - ✓ 施設・団体への食品提供
- フードバンクネットワーク
 - ✓ 山梨県内フードバンクの活動支援
 - ✓ つながるスマイルプロジェクト
- 食品ロス削減
 - ✓ 企業からの食品等の寄贈
 - ✓ フードドライブ・きずなBOX
- 夏休みの高校生ボランティア
 - ✓ 高校生に夏のボランティア参加の呼びかけ
- 災害緊急支援
 - ✓ 令和6年能登半島地震緊急支援 等

出典：フードバンク山梨HP

フードバンク山梨は、食品寄附の活動において、3つの役割を担っている

フードバンク山梨における3つの役割

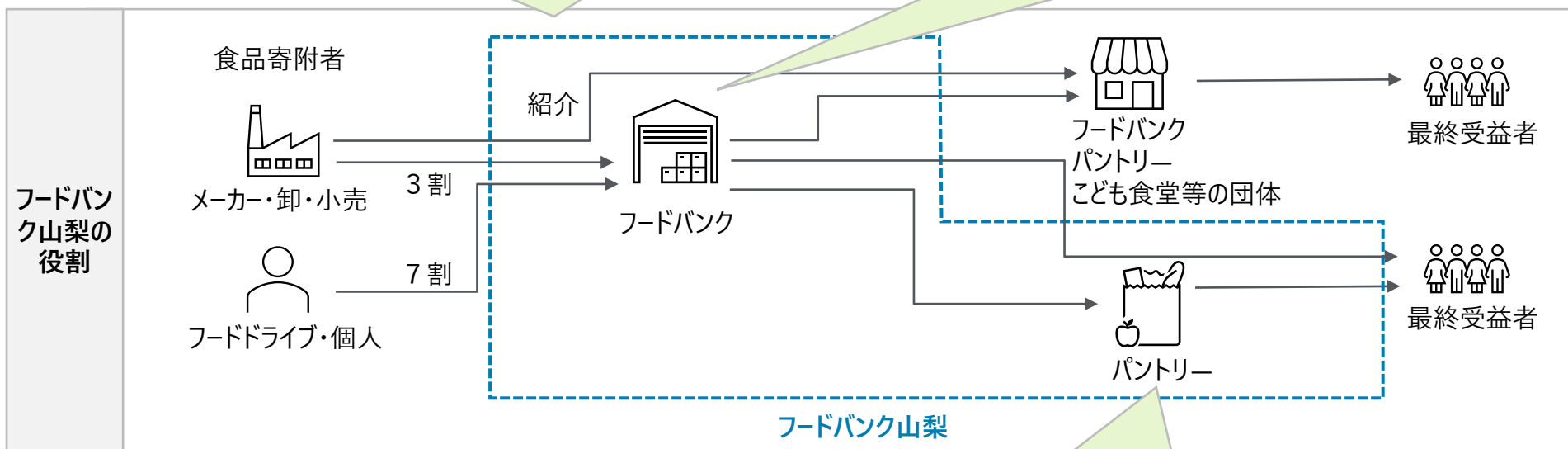
役割① ファシリテーター

直接的なコーディネートは行っていないが、問い合わせのあった場合に合意書を交わしている登録団体を紹介。

役割② フードバンク

フードバンク山梨の主となる機能。
食品寄附者から寄附された食品を回収し、輸送及び保管を行い、地域のフードバンク、パントリー、こども食堂等の団体・個人に提供している。

モデル事業の実施対象



役割③ フードパントリー

フードパントリーを開催し、利用者への食品の配布等の活動を行っている。開催場所については、県内食品メーカーから販売店舗を提供頂いたり等々。

モデル事業の実施においては、フードバンク山梨の拠点で訪問調査を行った

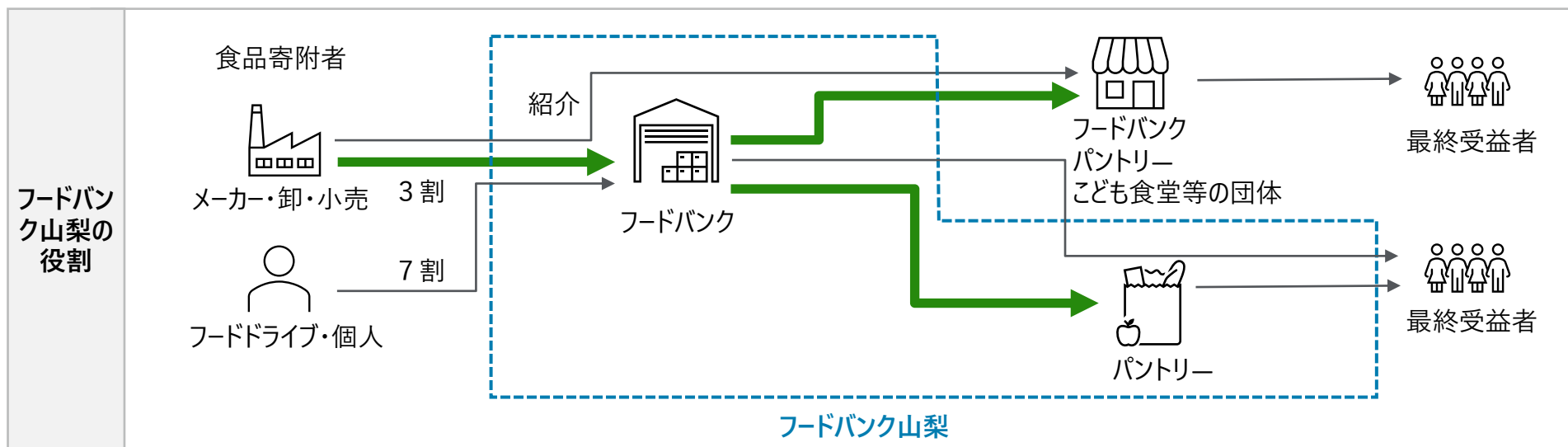
モデル事業実施拠点

● フードバンク山梨拠点

- 山梨フードバンクセンター（事務所と倉庫などを兼ねた床面積570㎡の建物）
- 基幹倉庫（活動エリア、常温品等保管エリア、冷蔵・冷凍品保管エリア）を所有
- 2t冷凍庫トラックを1台所有
- 製造、輸入、卸売の食品業者、小売店、農協や農家、市民などから消費期限内でまだ安全に食べられるのに箱が壊れたり、印字が薄いなどの理由で販売できない食品の寄贈を受け、児童養護施設、障がい者施設、高齢者施設、母子家庭や外国人支援団体及び生活困窮者等への食品提供を実施

調査のポイント

トレーサビリティを取っている箇所： →



フードバンク山梨における 「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況 1/6

第1 体制・ガバナンス

第1 体制・ガバナンス

ガイドライン	実施状況	実際の様子
また、適切な保管・運搬を行うための施設や輸配送手段を用意する必要がある。	● 事務所と倉庫などを兼ねた床面積570㎡の建物を備えている。 ● 活動エリア、常温品等保管エリア、冷蔵・冷凍品保管エリアを備えている。	  山梨フードバンクセンター 倉庫内
また、適切な保管・運搬を行うための施設や輸配送手段を用意する必要がある。	● 冷凍品の寄附があった場合は、業務用冷凍庫内において適切な温度管理が実施できている。 ● 冷凍品の配布については、寄附先が直接取りにきている。	 業務用冷凍庫
また、定款、役員名簿、事業計画書・報告書、収支決算書等の写しを事務所に備えておき、食品寄附者及び資源提供者からこれらの閲覧の申出があった場合には、これに応ずるものとする。	● JANPIAのHPに公開されている規定類を参考に、規約等を整備しており、団体のHPに掲載している。	 規約等 HP公開規約等

フードバンク山梨における 「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況 2/6

第3 合意上の留意点

1. 食品の提供を受ける場合の食品寄附者との合意事項

ガイドライン	実施状況	実際の様子
フードバンクと食品寄附者は、寄附食品の提供に係る食品の取扱いについて、次に掲げる事項を記載した合意書等を作成し、双方で保有するものとする。	農水省の食品取扱手引きをもとに合意書を作成し使用。企業・団体との合意のもと合意書を交わし、保有している。	1. フードバンク活動団体と食品の受取先団体との間で締結される合意書の例 食品の譲渡に関する合意書（フードバンク活動団体・食品の受取先団体） フードバンク〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲の乙に対する食品の譲渡に関して、以下のとおり合意する。 ～

2. 食品を提供する場合の提供先との合意事項

ガイドライン	実施状況	実際の様子
提供先の福祉施設やフードパントリー、こども食堂等の提供先に対して、その要望を踏まえた上で食品の提供を行う。実際に食品を提供するにあたっては、提供先からの要望等も踏まえ、取扱食品の種類や量、配送方法や納期を検討する。また、以下に示す事項について、提供先との間における合意書等を作成し、双方で保有するものとする。	- 農水省の食品取扱手引きをもとに合意書を作成し使用。施設・団体との合意のもと合意書を交わし、保有している。 「ウ フードバンク活動の理解に関する事項」については、活動報告書に活動を記載しており、理解の醸成ツールとして使用している。	   活動報告書

第4 安全面等の管理

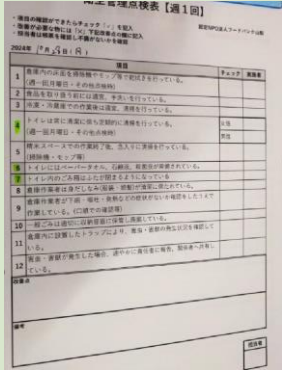
1. 寄附食品の品質・衛生管理

ガイドライン	実施状況	実際の様子
実際に寄附食品を受け取る際には、食品寄附者に対して、寄附する食品の情報（名称、数量、保存の方法や保存上の注意点、消費期限や賞味期限、アレルギー等）を事前に提供するように求めるものとする。	● 寄附を受ける際のやり取りの中で寄附食品の基本情報をヒアリングしている。（賞味期限・保存法等）双方合意の上、食品の寄贈を受ける。 ● 寄附食品に管理については、システム上で管理をしている。 ● フードバンクセンター（冷凍庫・冷蔵庫完備）及び冷凍トラック（2t）において適切な管理を行っている。 ● 普通車での冷凍品搬送の際は断熱BOXを使用している。 ● 寄附品で期限切れの食品については、フードバンク山梨にて廃棄。廃棄物として適切に処理し、廃棄業者に回収してもらっている。 ● 製造メーカーや企業からの寄附品は期限内に全て配布しているため、基本的に廃棄がない。	クラウドベースの管理システム ・配送日 ・ステータス ・クール ・利用者名 ・取扱数・重量 ・食品管理番号 ・単位 ・品名   業務用冷凍庫 廃棄ボックス

フードバンク山梨における「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況 4/6

第4 安全面等の管理

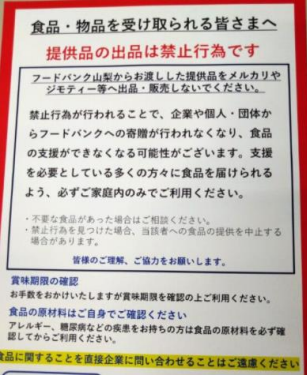
3. 施設の衛生管理

ガイドライン	実施状況	実際の様子
ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持するものとする。 イ 施設内の採光、照明及び換気を十分行うものとする。 ウ 窓及び出入り口は、開放しないものとする。やむを得ず、開放する場合にあっては、じん埃、ねずみ類、害虫等の侵入を防止する措置を講ずるとともに、ねずみ類、害虫等の定期的な駆除作業を実施するものとする。 エ 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うものとする。 オ 施設内では動物を飼育しないものとする。	● 週に一度(月曜日)の清掃に加え、作業終了時等に清掃を行っている。 ● シャッター等は入荷等の必要時以外は開放しない。 ● 作業前・作業終了時に一部シャッター前にネズミ捕りを設置している。 ● 専門の会社とねずみ防除の契約をし、月1回の点検を受けている。	 清掃の行き届いている倉庫内  衛生管理表  衛生面注意喚起

フードバンク山梨における「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況 5/6

第5 提供時の注意

2. 食品表示情報の伝達と管理

ガイドライン	実施状況	実際の様子
フードバンクにおいて食品を福祉施設やフードパントリー、こども食堂等に対して提供するには、食品表示基準に従って食品表示情報を容器包装上への表示等により、伝達することが必要となる。そのため、個別に表示が行われていない加工食品については、フードバンクが自らの責任において表示を貼付するなどした上で、福祉施設やフードパントリー、こども食堂等に引き渡す必要がある（食品表示法第5条）。	● 書面（ニュースレター）等を段ボールに同封し、周知している。 ● 転売禁止については統一したフォーマットがある。	 ふーちゃん通信  転売禁止、賞味期限の確認、アレルギー等の確認周知書面

フードバンク山梨における
「第 4 章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況 6/6

第 6 トレーサビリティ

1. トレーサビリティの確保

ガイドライン	実施状況	実際の様子
トレーサビリティ確保の観点から、どこから食品を調達したかを記録する必要があり、他の団体に食品を提供する際には、その食品をどの団体に分配したかも記録しなければならない。	● クラウドベースの管理システムで食品・物品管理全般を行っている。 ● まとめて伝票記載しているもの等については、別途Excel等に記録や伝票をファイリングし対応している。	クラウドベースの管理システム ・カテゴリ ・冷凍・冷蔵品の有無 ・賞味期限 ・品名 ・提供理由 ・受取方法 ・ロット数 等 受領明細 品名 重量 個数 備考 日付

「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項」の実施状況を踏まえた対応検討とガイドライン案への反映状況 1/2

フードバンク山梨

第4章 フードバンクが食品寄附にあ たって行うべき事項	実施状況	対応検討	ガイドライン案への反映
第1 体制・ガバナンス	食品の取扱い・保管はフードバン クセンターで実施している。 輸送用車両を3台保有している。 JANPIAの規定類を参考に作成 した規約等を整備しており、HP に掲載している。	—	—
第2 提供先の選定	フードバンク推進協議会からの情 報提供や各団体との個別連絡 により情報収集している。	—	—
第3 合意上の留意点	農林水産省の手引きをもとに作 成した合意書を使用している。	—	—
第4 安全面等の管理	記載事項はほとんどできているが、 食品寄附者から事前にアレルギー の情報はもらっていない。	寄附者の負荷を考えると事 前共有は難しい。アレルゲ ン情報は自団体で記録して いる。	
第5 提供時の注意	個別に表示がないものは書面に 記載し、一緒に渡している。	個包装表面に表示を行うこ とを義務付けられても、実 施が難しい。	個別表示のない加工食品に ついて、表示を貼付するなどの 対応でよい判断を追記した。

「第4章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項の実施状況」を踏まえた対応検討とガイドライン案への反映状況 2/2

フードバンク山梨

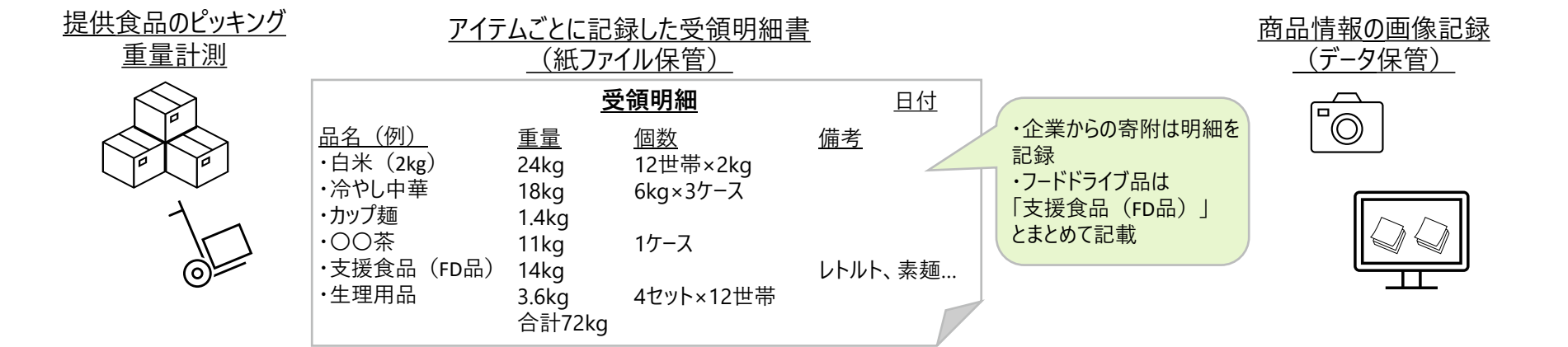
第4章	実施状況	対応検討	ガイドライン案への反映
第6 トレーサビリティ	外寸の情報は記録していない。	外寸の情報は無いこともある。箱数が少ない場合に外寸の情報は不要である。	外寸をトレーサビリティの項目から削除した。
	食品の提供時はまとめて記録している。	食品の提供時は商品ごとに記録していないが、記録は可能である。（次ページに詳細）	—
	基本的に製造メーカーや企業からの寄附品は期限内に全て配布しているため、廃棄は出ないが、管理システム上で記録はできる。	—	—
第7 情報開示（寄附結果についての実績報告等）	食品寄附者からの寄附情報は管理システムに記録しており、寄附品の追跡も可能である。	—	—
第8 事故時の対応等について	事故が起きた場合のフローは作成している。保険にも加入している。	—	—
第9 助成制度の活用	活用可能な補助金があれば、申請し、活用している。休眠預金も活用している。	ガイドライン上、休眠預金の活用には文書管理規程等の各種規程が必要である旨明記されていない。	休眠預金の活用には文書管理規程等の各種規程が必要な旨を追記した。

トレーサビリティを確保するために、食品提供時の記録における課題解決方法を検討し、より詳細な記録のデモンストレーションを行った

食品提供時の内容記録

Before	After
✓ 提供食品をまとめて計測、「緊急支援食品」等とまとめて記録	✓ アイテムごとに重量計測、記録 ✓ 商品情報の画像記録 • テスト対象：施設向けへの食品寄附 6アイテム、総量72Kg (フードドライブ品は1アイテムとカウント) • 所要時間：約8分 (重量計測、記録時間含む)

< Afterフロー >



2. その他関係者の調査：

（１）ヒアリング調査

構成員の皆様にご協力を得て、ヒアリング調査を実施し、ガイドライン案改訂の方針を検討した

ヒアリング調査

ご協力団体	構成員のうち、ガイドラインの各主体に該当する団体 構成員からご紹介をいただいた団体
時期	10月21日～11月12日
実施内容	ガイドライン案をご確認いただいた上で、ガイドライン案の記載内容が実務に即しているかどうかについてご意見を聴取

ヒアリング調査団体一覧

寄附者	- 食品産業センター - 日本加工食品卸協会 - 日本チェーンストア協会 - 日本フランチャイズチェーン協会 - 経済同友会 - 日本経済団体連合会 - 全国スーパーマーケット協会	ファシリテーター	- 全国食支援活動協力会 - 日本フードバンク連盟 - 全国フードバンク推進協議会 - 大分県社会福祉協議会 - 全国こども食堂支援センター・むすびえ
資金提供者	SBSホールディングス株式会社 ※1	フードパントリー	- 草加商工会議所 - NPO法人コスモスの会 ※2 - こどもサポート山梨 ※2
		こども食堂	全国こども食堂支援センター・むすびえ

※1 セカンドハーベスト・ジャパン様よりご紹介

※2 フードバンク山梨様よりご紹介

構成員からご紹介いただいた団体の概要

資源提供者

SBSホールディングス株式会社（東京証券取引所プライム市場）

設立年	昭和62年
事業内容	物流事業、不動産事業、人材派遣事業、マーケティング事業、太陽光発電事業、環境事業を営むグループ全体の経営戦略の策定・推進、グループ経営の監査、その他経営管理
食品寄附に係る活動	➤ 倉庫の貸出、保管料負担 ➤ 物流（フードバンクで不足がある場合に支援）

出典：SBSホールディングスHP

フードパントリー

特定非営利活動法人 コスモスの会

設立年	2006年
事業内容	障害福祉サービス事業、精神保健福祉の充実及び促進に関する事業、精神保健福祉の啓発に関する事業
食品寄附に係る活動	ひとり親家庭を対象に毎月20世帯程へ食品配布

出典：コスモスの会 2023年度事業報告書

特定非営利活動法人 こどもサポートやまなし

設立年	2016年
事業内容	学習支援、子どもとその家庭に対する生活支援、保護者などに対する心身の健康・終了・自立等の相談支援
食品寄附に係る活動	生活が困窮した家庭への食品配布

出典：こどもサポートやまなし 令和5年度事業報告書

ヒアリング調査の結果把握された課題について、ガイドライン案への反映検討を行った

1/5

序章

序章	実施状況	課題	ガイドライン案への反映
第 4 定義	資源提供者の例には以下のようなものがある。 ・パントリー場所提供 ・Wifi提供 ・冷蔵庫の寄附 等	資源提供者の定義がイメージしにくい。	例示を記載した。
第 7 食品寄附にあたっての手続き（例）	メーカーが小売のPB品を寄附する場合や、小売がNB品を寄附する場合の取り決めはないことが多く、各社の要望に応じて協議や報告を実施している。	リスク軽減のためにも協議や合意形成は必須である。	PB品やOEM商品、キャラクター商品など、寄附商品が自社ブランドではない商品を提供しようとする場合に協議及び合意が必要である旨を記載した。

ヒアリング調査の結果把握された課題について、ガイドライン案への反映検討を行った 2/5

第2章

第2章 食品寄附者が食品寄附にあ たって行うべき事項	実施状況	課題	ガイドライン案への反映
第1 体制・ガバナンス	情報発信はHP、サステナビリティレポート、CSRレポート、統合報告書等に行っている。	情報発信内容（定量的、定性的）は様々である。	定量的に発信していくことが重要であること、自社のホームページでの情報発信を例に記載している。
第2 提供先の選定	食品寄附の取組に対する関心は高く、企業価値の向上につながっているといえる。	社会貢献として実施しており、定量的な説明はできない。	「取組が社会的に認識され、企業価値向上につながる」とし、ESG投資の観点の記載は削除した。
第3 合意上の留意点	概ね寄附商品の情報の提供は事前に行っているものの、必ずしも詳細な情報を提供しているわけではない。	実務上の負荷がかかりすぎる。	事前の情報提供は推奨事項とした。
第5 トレーサビリティ	以下の項目についてはできていない団体が多い。 オ アレルゲン コ 重量 サ 受渡し時の品温	実務上の負荷がかかりすぎる。	・義務事項から必要事項に変更した。 ・受渡し時の品温には常温品を除く旨を明記した。

ヒアリング調査の結果把握された課題について、ガイドライン案への反映検討を行った

3/5

第3章

第 3 章 ファシリテーターが食品寄附にあたって行うべき事項	実施状況	課題	ガイドライン案への反映
－	モノを扱わないため、ファシリテーターのみとしての合意書は交わさない。	ファシリテーターのみを行っている団体は非常に限られており、位置づけが難しい。	ファシリテーターとしての記載に絞り、合意上の留意点は当章から削除した。
第 4 トレーサビリティ	中間支援組織までの情報は記録しているが、最終受益者の情報までは把握していない。	実務上必要性がない。	記録の義務は削除した。

第4章

第 4 章 フードバンクが食品寄附にあたって行うべき事項については、「1. モデル事業：フードバンク団体における実証」を参照

ヒアリング調査の結果把握された課題について、ガイドライン案への反映検討を行った 4/5

第5章

第 5 章 フードパントリー等が食品提供 にあたって行うべき事項	実施状況	課題	ガイドライン案への反映
第 3 合意上の留意点	中間支援組織とは合意書を締結しているが、最終受益者である個人とガイドラインに記載の内容で合意書等を交わすことは難しく、記載項目は団体により異なる。	実務上の負荷がかかりすぎる。	・必要事項から推奨事項へ変更した。 ・最終受益者への情報提供内容を削減した。
第 4 安全面等の管理	消費期限切れは廃棄、賞味期限切れは提供しない団体が多いが、最終受益者の自主判断で寄附している団体もある。	賞味期限切れ商品についての取扱いが不透明。	賞味期限切れ商品の留意点及び最終受益者への情報提供について加筆した。
第 6 トレーサビリティ	受取時と配布時のそれぞれの記録はあるが、記録項目の粒度は団体による。 食品表示の情報は必ずしも記録しておらず、最終受益者の自己判断による。	実務上の負荷がかかりすぎる。	必要事項から推奨事項へ変更した。

ヒアリング調査の結果把握された課題について、ガイドライン案への反映検討を行った

5/5

第6章

第 6 章 こども食堂等が食事提供をする 上で行うべき事項	実施状況	課題	ガイドライン案への反映
第 3 合意上の留意点	都度契約書を交わしていることはない。転売の禁止やアレルギーに関する事項等は、会員登録時のお約束事項に含めている。	実務上の負荷がかかりすぎる。	必要事項から推奨事項へ変更した。
第 4 安全面等の管理	実施主体が多様であり、実施状況も様々である。	現場が混乱してしまう。	必要事項から推奨事項へ変更した。
第 5 提供時の注意	なにかあったときの連絡先として電話番号を紙で渡すようなことはしていない。	実務と乖離している。	連絡先の記載は削除した。
第 6 トレーサビリティ	実施主体が多様であり、実施状況も様々である。	実務上の負荷がかかりすぎる。	必要事項から推奨事項へ変更した。
第 7 個人情報の管理	情報発信について、こども食堂に寄附している旨をアピールしてほしいということの方が多い。	実務上の負荷がかかりすぎる。	必要事項から推奨事項へ変更した。

2. その他関係者の調査：

（２）フードバンク団体向けアンケート調査

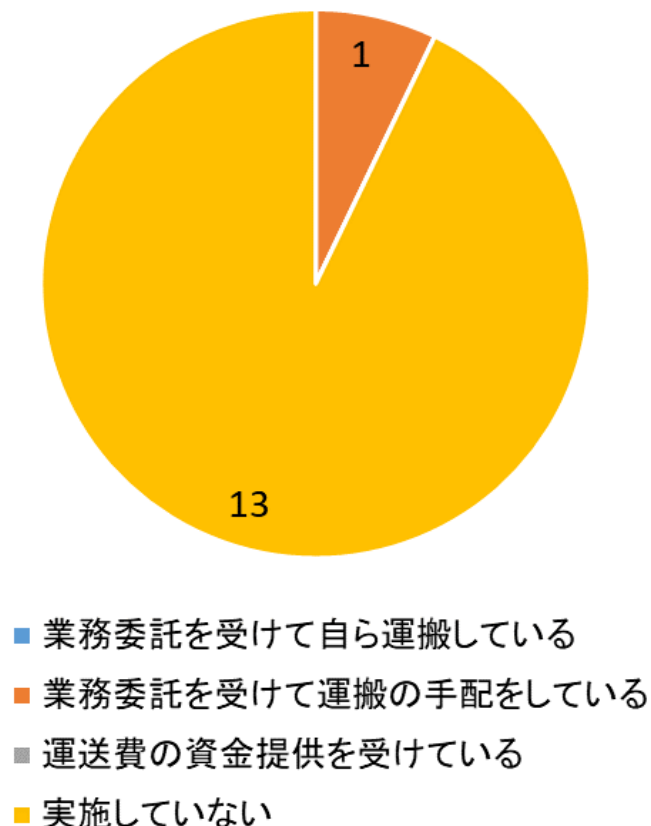
全国フードバンク推進協議会にご協力を得て、会員団体にオンライン説明会及びアンケート調査を実施した

フードバンク団体向けアンケート調査概要

ご協力団体	全国フードバンク推進協議会（61団体加盟）
対象	企業からの寄附
時期	オンライン説明会：10月25日 アンケート期間：10月25日～11月5日
実施内容	ガイドライン（案）オンライン説明会を開催し、ガイドライン（案）について直接ご説明後、WEBアンケート形式にて意見収集
回答数（回答率）	14団体（回答率23%）

（設問 1）食品寄附者側から運搬の手配等の委託を実際に受けて行っていますか。全てではなく一部実施していることがあればご教示ください。

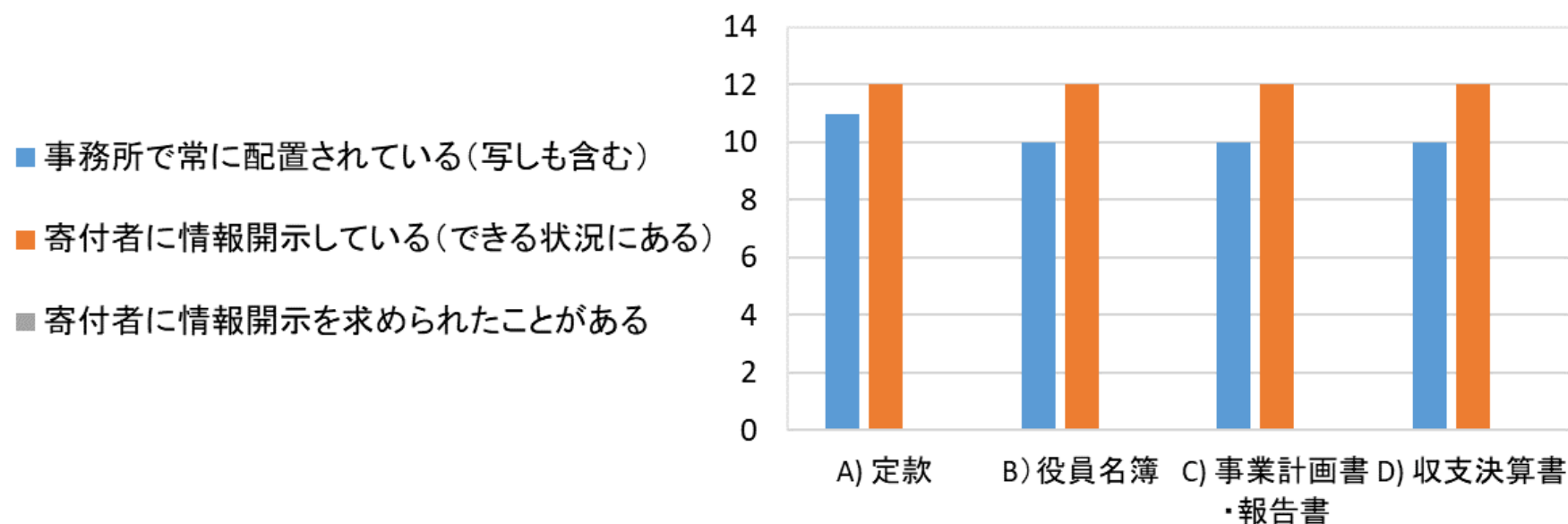
回答結果



食品寄附者側から受け取る寄附品の運搬については、
業務委託を受けていない団体がほとんどである

（設問 2）以下の文書についての所有状況と寄附者への情報開示の状況についてお伺いします。それぞれ該当するものを選んでください。

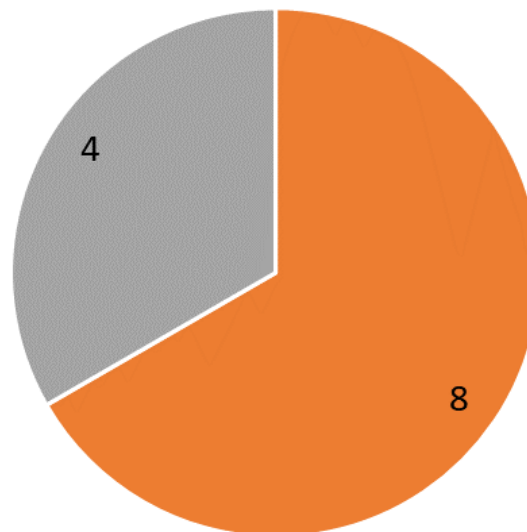
回答結果



事務所で常に配置している、もしくは、寄附者に情報開示できる体制ができている団体が多い。
寄附者に情報開示を求められたことのある団体はない。

（設問 3） 提供先の選定はどのように行っていますか。

回答結果

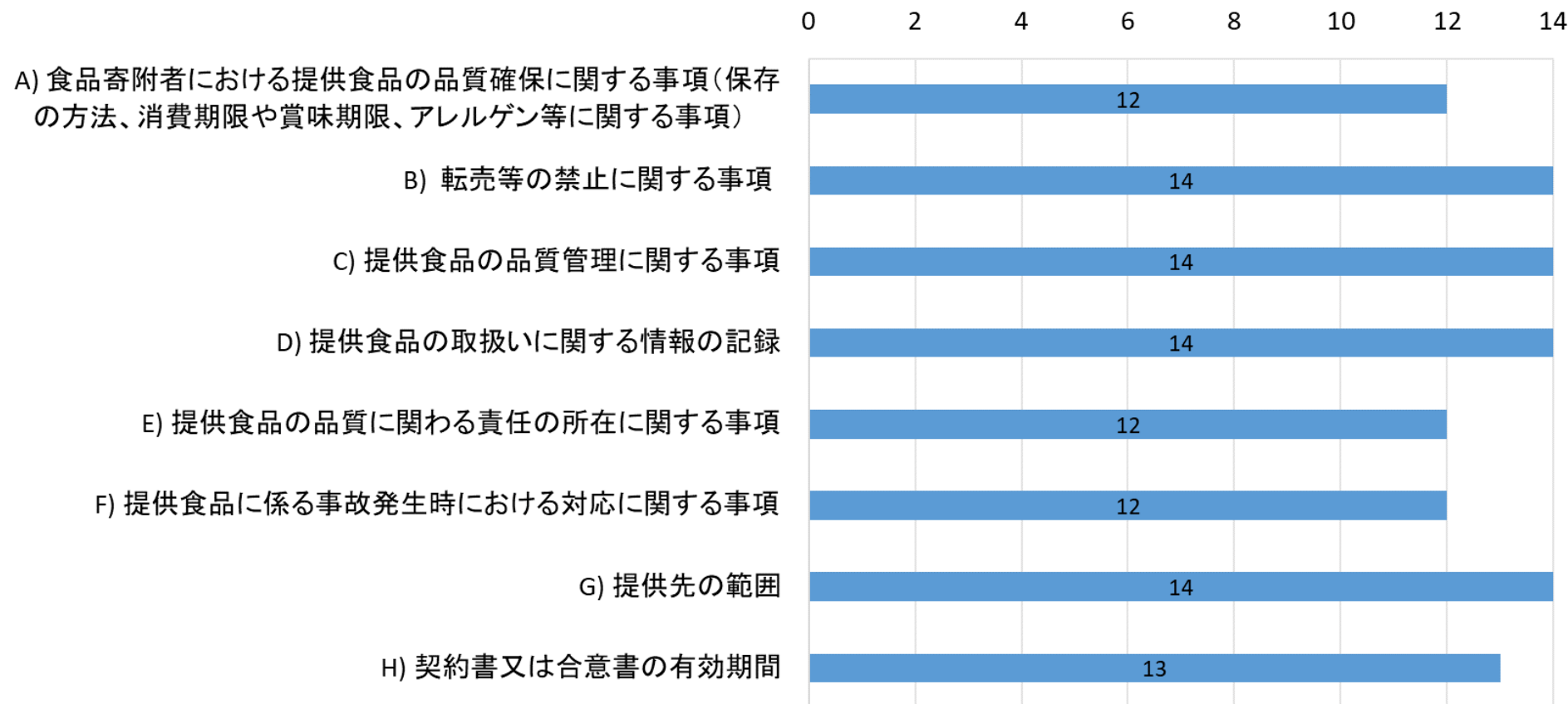


- 提供先から依頼があれば、すべて提供先とする
- 提供先から依頼があれば、可能な限り情報を収集し、検討したうえで提供先を決める
- その他

**提供先から依頼があれば、可能な限り情報を収集し、
検討した上で提供先を決める団体が多い。**

(設問4) 食品寄附者との食品の取扱いについて合意書等(覚書や利用申込書等形式は問いません)で取り決めている項目について教えてください。

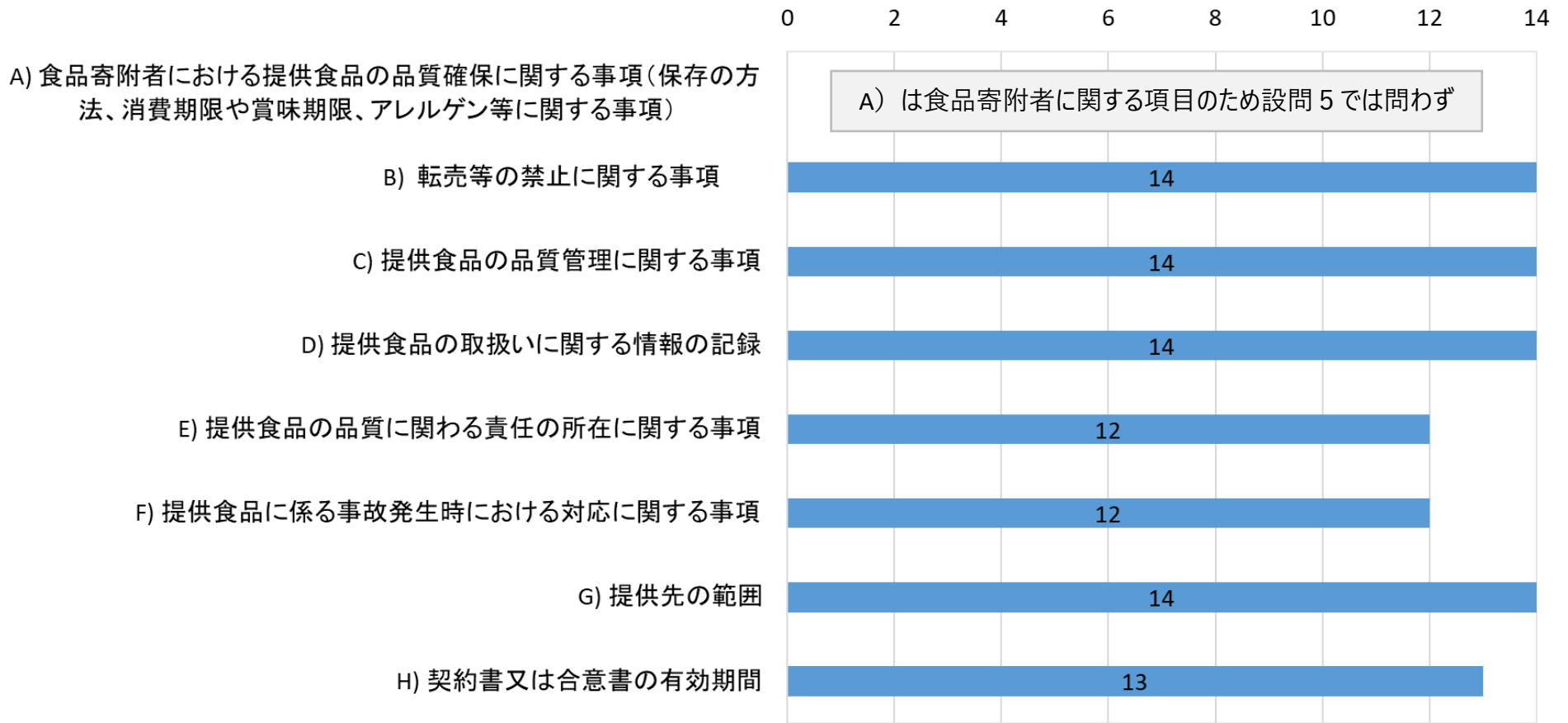
回答結果



B) 転売等の禁止、C) 品質管理、D) 情報の記録、G) 提供先の範囲の4項目については全ての団体で取り決めており、それ以外の項目についても取り決めている団体が多い。

(設問 5) 食品提供先との食品の取扱いについて合意書等(覚書や利用申込書等形式は問いません)で取り決めている項目について教えてください。

回答結果

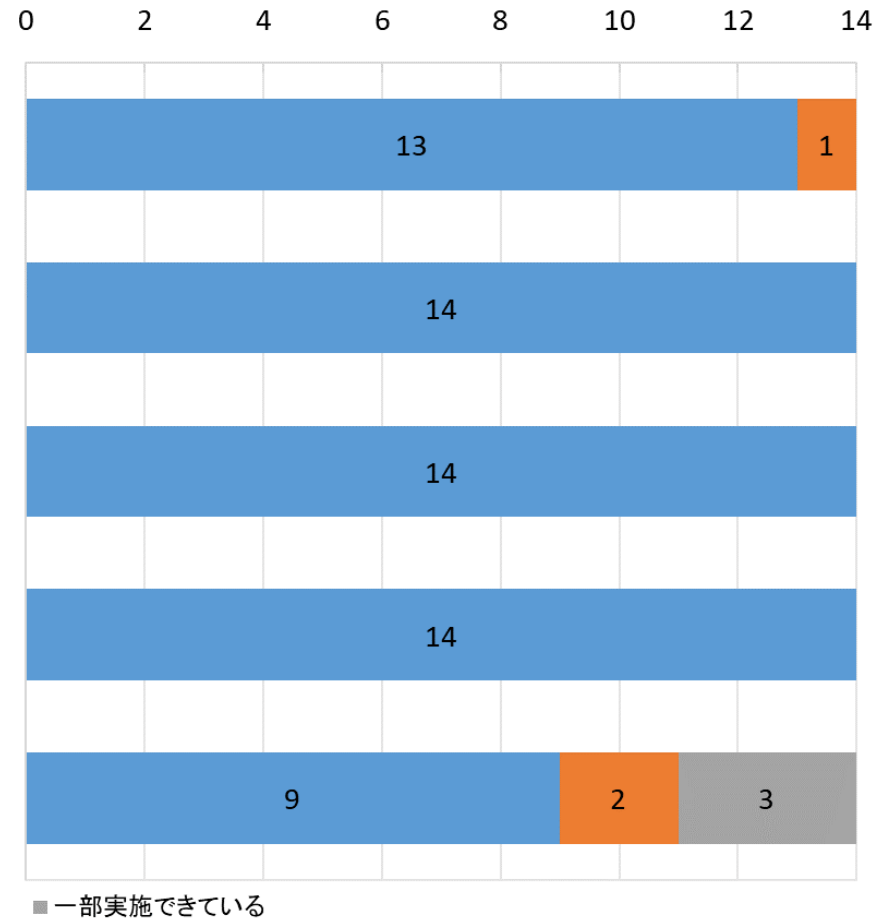


B) 転売等の禁止、C) 品質管理、D) 情報の記録、G) 提供先の範囲の4項目については全ての団体で取り決めており、それ以外の項目についても取り決めている団体が多い。

(設問 6) 提供食品の品質・衛生管理について実施状況を教えてください。寄附食品を受領後は、以下の点に留意して管理していますか。

回答結果

- ア 食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有するとともに、取り扱う食品に応じて、冷蔵庫等の低温管理施設及び保冷車(普通車両での冷蔵品の輸配送時における業務用保冷箱及び保冷剤を使用する場合を含む。)を設置・保有し、輸配送時を含めて適切な温度管理を行うものとする。
- イ 食品は床に直置きしないものとし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管するものとする。
- ウ 保管中の食品が消費期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により食品は、譲渡をしないこととする。また、これらの食品は明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭がもれないようにするとともに、廃棄物として引渡し、処理の委託等を行う場合には、市町村等の定めるルールを遵守するものとする。
- エ 賞味期限は「定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日」であることから、賞味期限を過ぎたとしても、直ちに安全性を欠き、食べられなくなること…を意味するわけではない。そのため、賞味期限を過ぎた食品を譲り渡すこと…
- オ 食品の取扱いに従事する者は、食品衛生に関する研修・講習等を定期的に受講し、食品衛生に関する必要な知見の習得に努める。



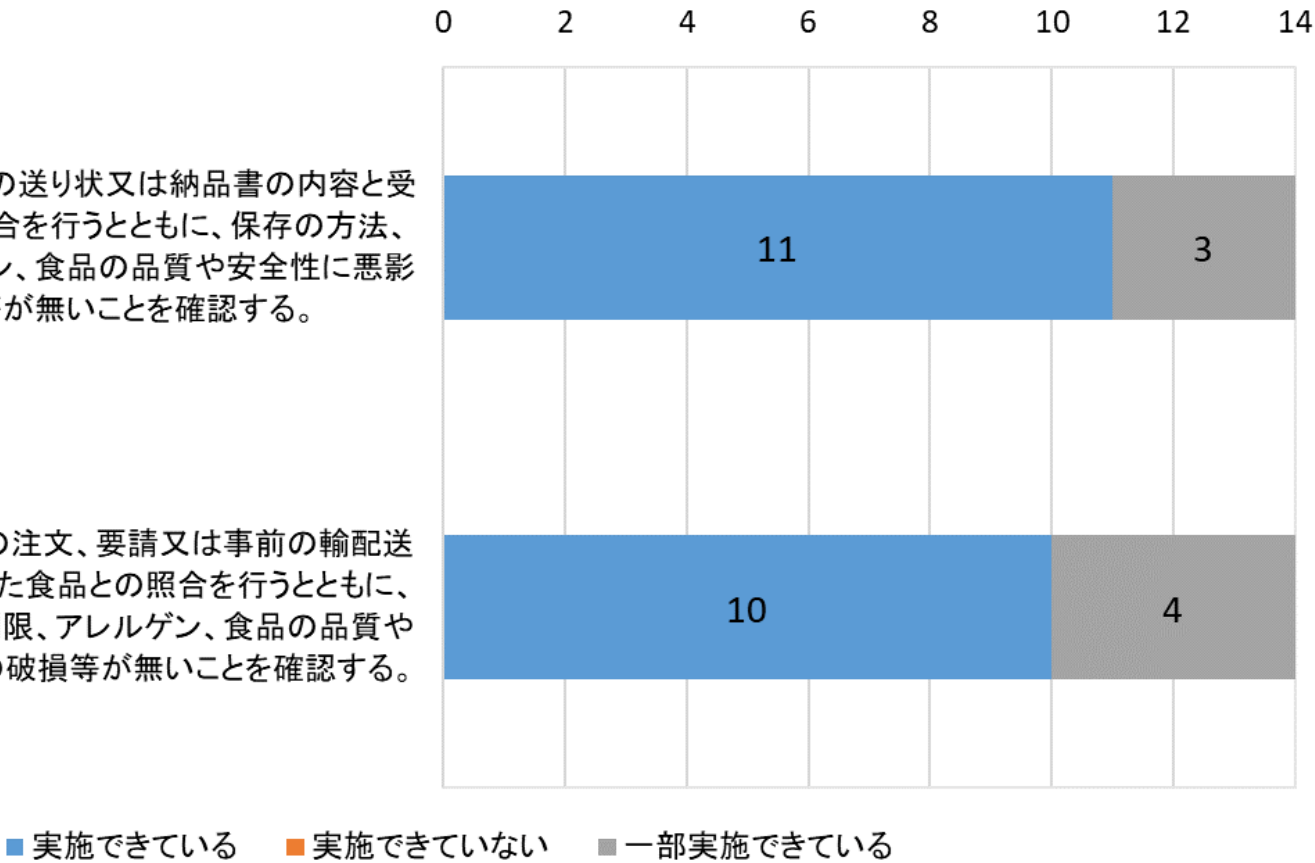
食品食品衛生に関する研修・講習等の実施以外は、ほぼ全ての団体で実施できている。

(設問 7) 食品の受取及び輸配送時における検品について実施状況を教えてください。

回答結果

ア 受取時食品提供事業者からの送り状又は納品書の内容と受け取った食品の名称、数量の照合を行うとともに、保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを確認する。

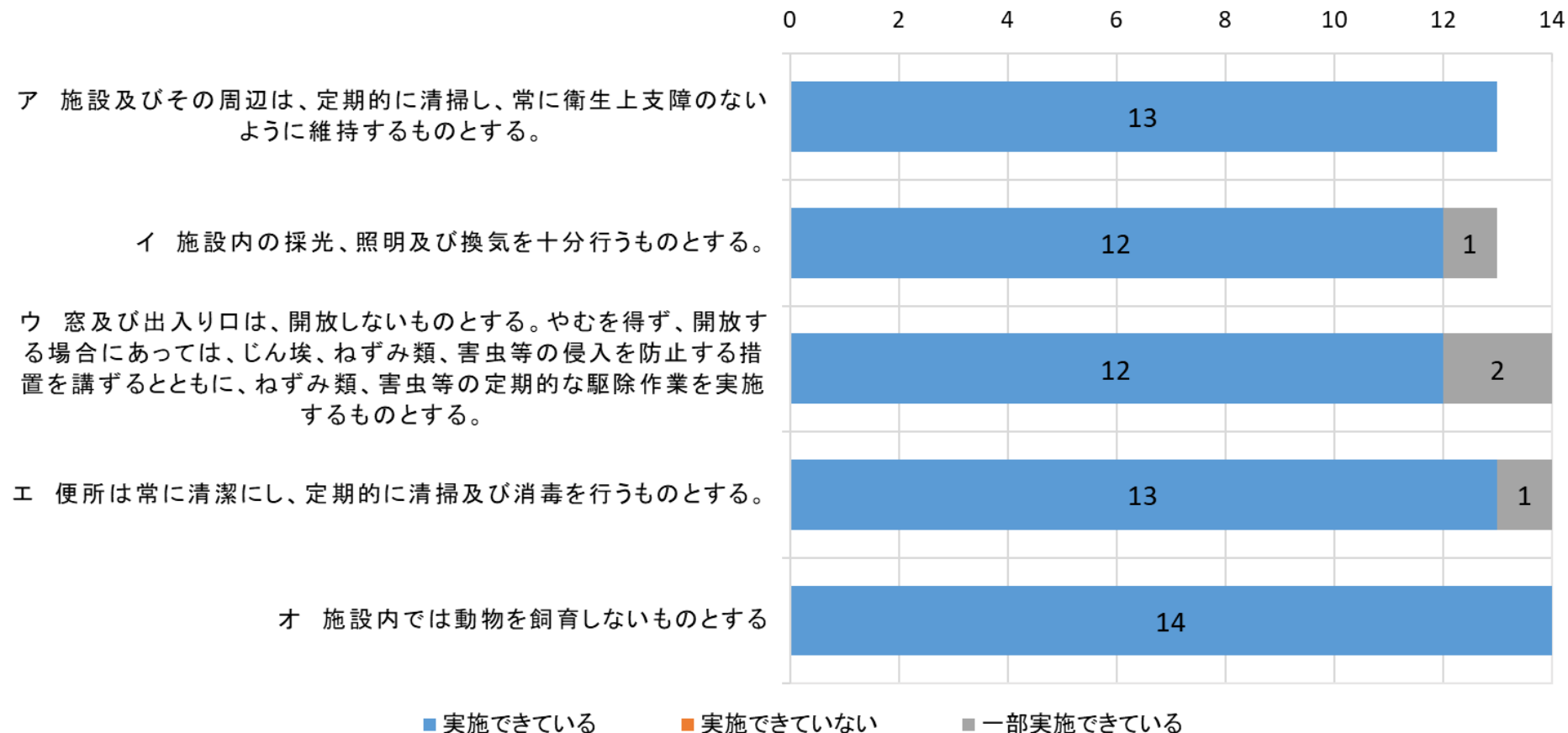
イ 輸配送時には、提供先からの注文、要請又は事前の輸配送計画の内容と輸配送の準備をした食品との照合を行うとともに、保存の方法、消費期限や賞味期限、アレルギー、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを確認する。



いずれの項目についても、実施できている団体が多い。

（設問 8）施設の衛生管理について実施状況を教えてください。

回答結果



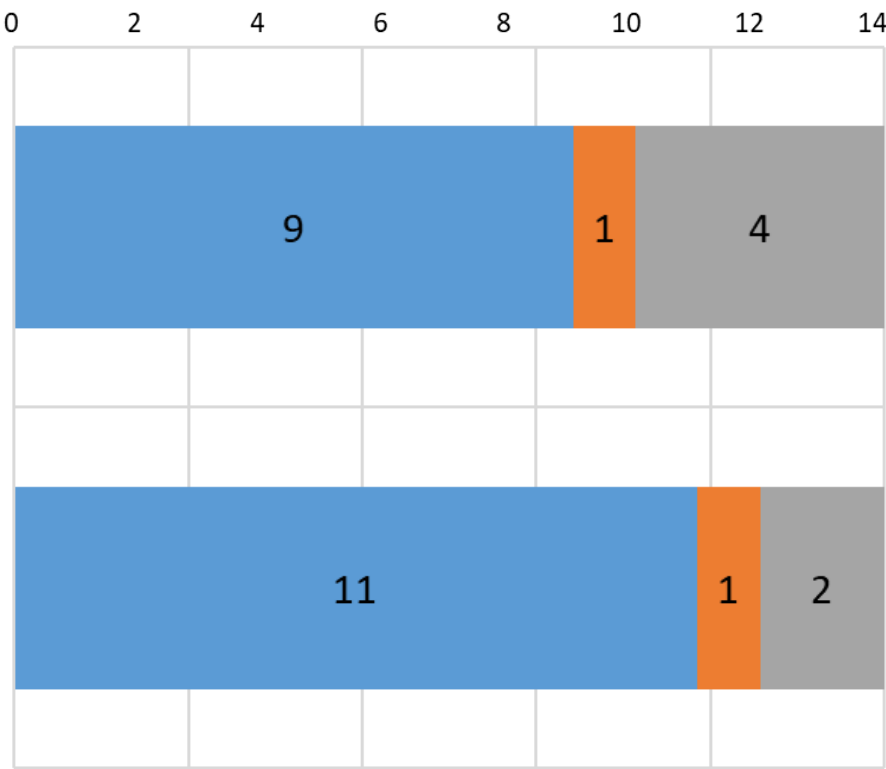
いずれの項目についても、実施できている団体が多い。

(設問 9) マニュアル及び記録表の作成、保存について実施状況を教えてください。

回答結果

フードバンク活動における食品の品質確保等のため、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」参考に、フードバンク活動の実情（施設規模、食品の種類、活動範囲・頻度等）に応じて、作業に従事する者や管理者向けの手順書及び記録表等を作成し、適正な衛生管理を行うとともに記録表等を作成し、管理・保存するものとする。

保存期間は、原則1年以上とし、責任者は当該情報の記録、伝達及び保存の状況について、定期的に確認を行うものとする。

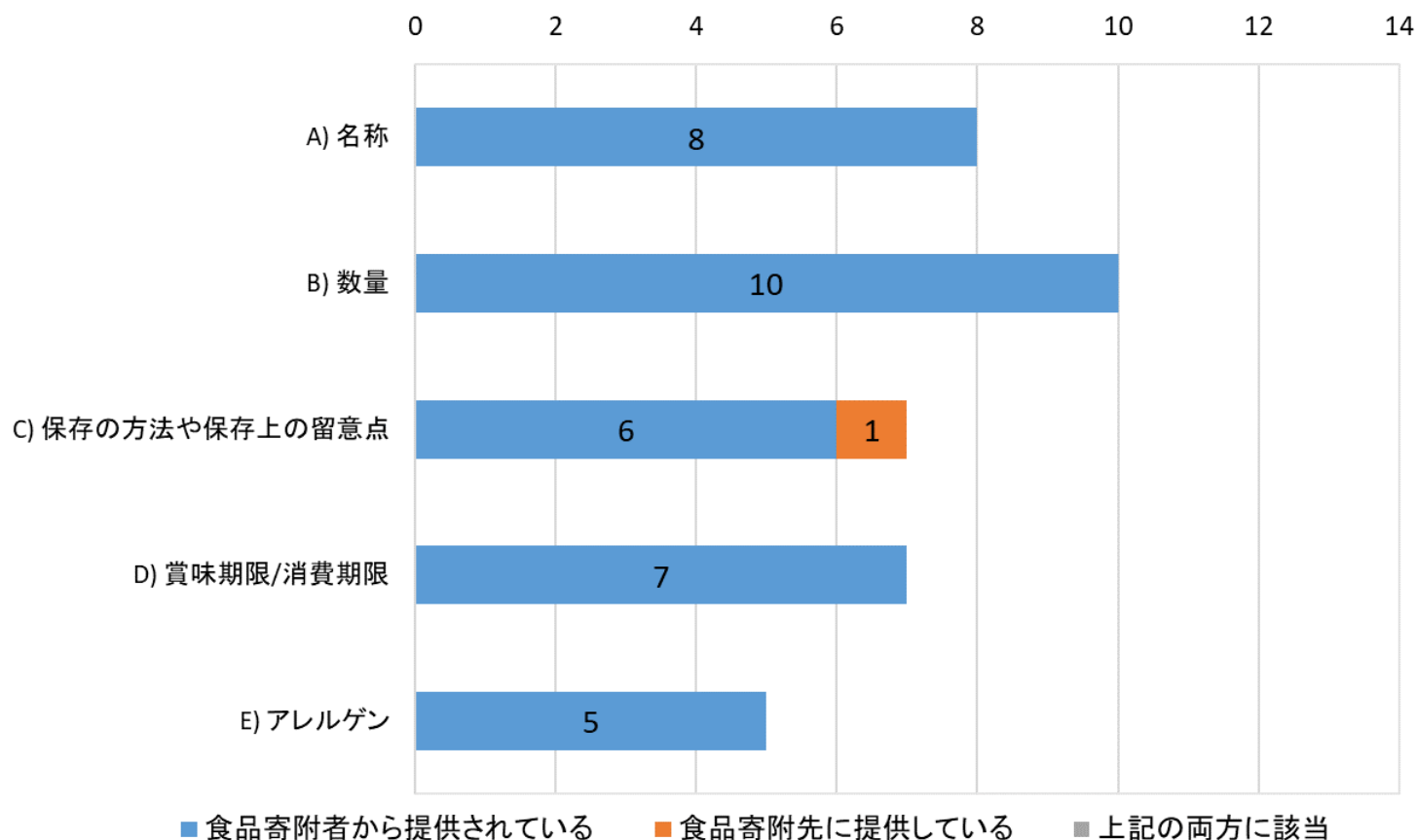


■ 実施できている ■ 実施できていない ■ 一部実施できている

いずれの項目についても、実施できている団体が多い。

（設問10）食品寄附を受ける前に、当該寄附食品についての情報をどこまで入手/提供しているか教えてください。それぞれ該当するものを選んでください。

回答結果

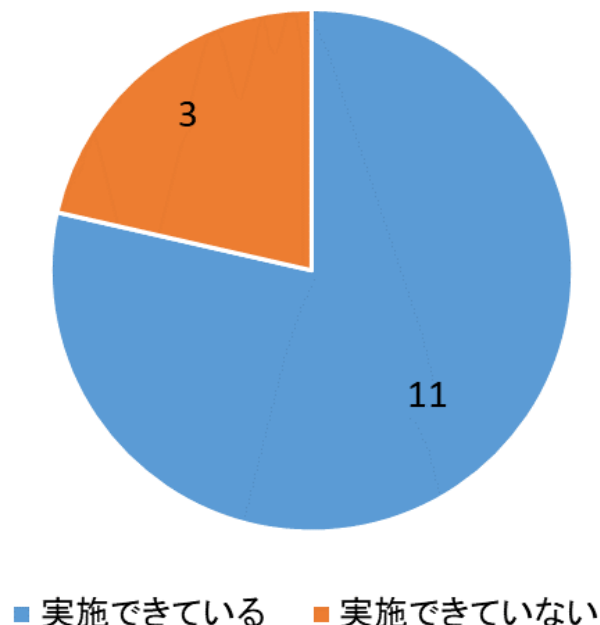


名称、数量については実施できている団体が多かったが、アレルゲンについては実施できていない団体が多い。

（設問11） 提供時における食品表示情報の伝達と管理について実施状況を教えてください。

回答結果

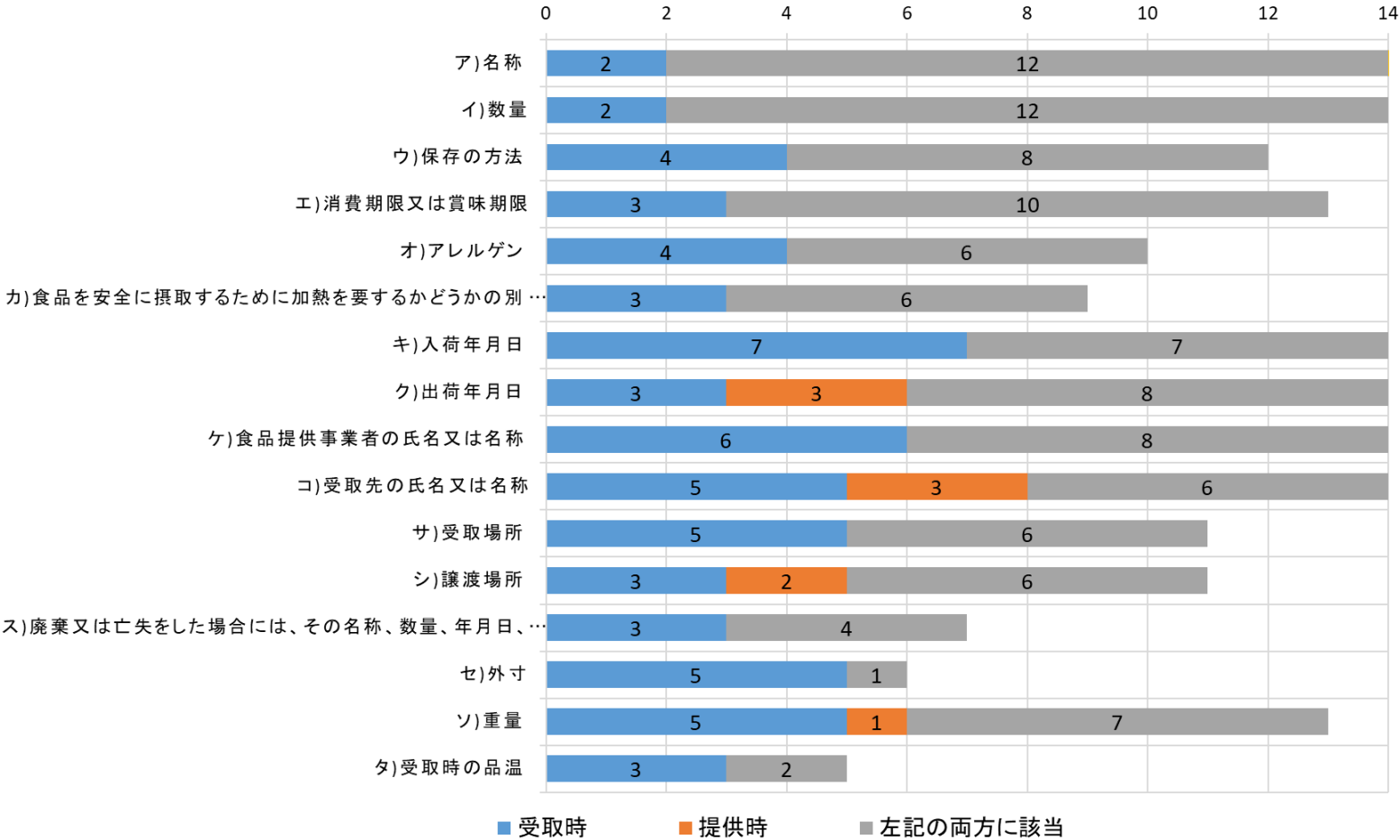
フードバンクにおいて食品をフロントラインに対して譲り渡す際には、食品表示基準に従って食品表示情報を容器包装上への表示等により、伝達することが必要となる。そのため、個別に表示が行われていない加工食品については、フードバンクにおいて表示を貼付する等した上で、フロントラインに引き渡す必要がある。



食品表示情報の伝達は、実施できている団体が多い。

（設問12） 寄附食品の受取時、提供時に以下の情報を記録していますか。記録している項目にチェックをしてください。記録の方法や手段は問いません。

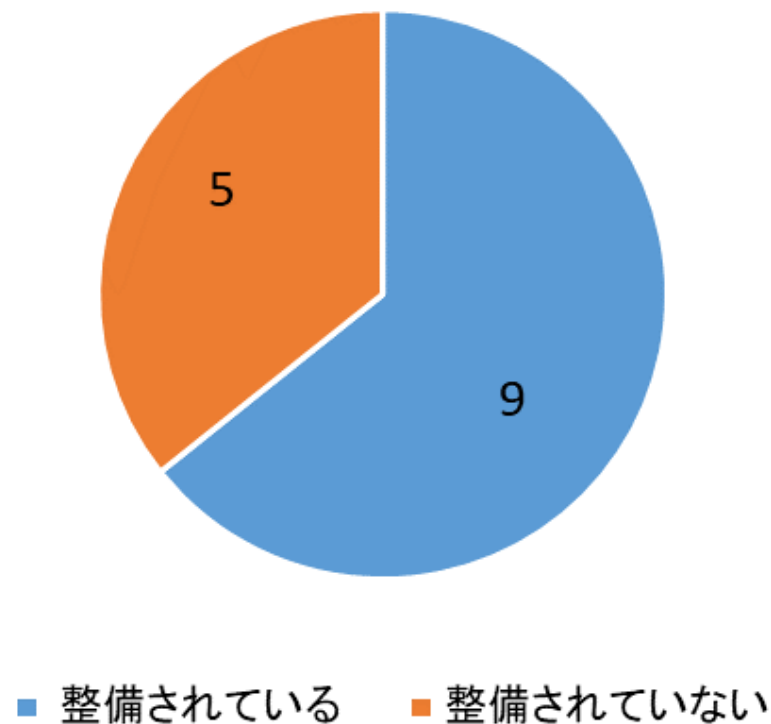
回答結果



記録については提供時のほうが実施できている項目が多い。
ス)廃棄、セ)外寸、タ)受取時の品温は受取時・提供時ともに過半ができていない。

（設問13） 文書管理のための規程は整備されていますか。

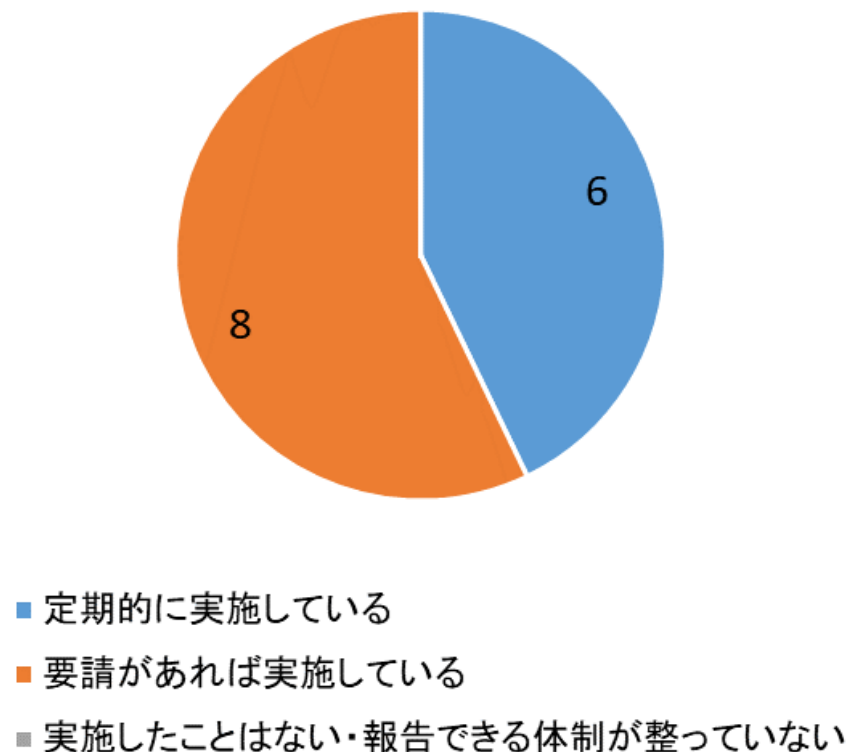
回答結果



文書管理規程は、整備されている団体が多いが、整備されていない団体もある。

（設問14）食品寄附者に対して、寄附結果の実施報告はしていますか。

回答結果



全ての団体で、定期的実施している、もしくは要請があれば実施できている。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください

<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited